

第2期 朝来市公共施設等総合管理計画

令和8年（2026年）3月

朝 来 市

目 次

1	はじめに	1
1-1	背景と目的	1
1-2	計画の期間	2
1-3	計画の対象範囲	2
1-4	計画の位置付け	3
2	公共施設等の保有状況	4
2-1	公共施設の概要	4
2-2	インフラ施設の概要	7
2-3	企業資産施設の概要	8
3	公共施設等を取り巻く現状と課題	9
3-1	老朽化の進行	9
3-2	人口の推移及び将来の見通し	12
3-3	財政状況	13
4	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	17
4-1	基本的な考え方	17
4-2	取組の3原則	18
4-3	公共施設等に関する数値目標	20
5	公共施設の管理に関する方針	21
5-1	分野横断的な視点に基づく保有量の最適化	21
5-2	計画的な保全による長寿命化	24
5-3	効率的・効果的な維持管理・運営	27
6	インフラ施設の管理に関する方針	28
6-1	道路施設	28
6-2	公園施設	33
7	企業資産施設の管理に関する方針	34
7-1	水道施設	34
7-2	下水道施設	36
8	推進体制等	38
8-1	推進体制の構築	38
8-2	情報の一元管理・共有化	39
8-3	市民等との情報共有	39
8-4	計画のフォローアップ	39

1 はじめに

1-1 背景と目的

学校や図書館、道路・橋りょうなどの公共施設等は、市民の日々の暮らしを支える基盤であるとともに、様々な行政サービスを提供する場として、また、地域におけるコミュニティ活動の拠点として、大きな役割を果たしてきました。一方、人口減少社会の到来や少子高齢化の進展、ICT技術の進歩など、市民の行政サービスに対するニーズは大きく変化しており、それらに適切かつ柔軟に対応していくことが求められます。

近年、本市においても、多くの施設で老朽化などの課題が明らかとなっており、今後、改修や更新に多額の財政負担を伴うことが考えられますが、市の財政として将来的な歳入の大幅な伸びが見込めない中、様々な市民が利用する公共施設の安全性を確保していくという当たり前のことが困難な状況となっています。また、4町合併により誕生した本市は、機能や役割が重複する施設が複数存在しているのも特徴の一つです。

そのため、本市では、「朝来市公共施設等総合管理計画（平成29年3月、令和4年3月一部改訂。以下、「第1期計画」という。）や「朝来市公共施設再配置計画【個別施設計画】（令和3年3月。以下、「再配置計画」という。）」、「朝来市公共施設予防保全計画（令和5年3月。以下、「予防保全計画」という。）」などを順次策定し、公共施設マネジメント※に取り組んできました。

このたび、第1期計画の計画期間が令和7年度に終了することを踏まえ、この間の取組や社会状況の変化等を整理し、改めて「第2期 朝来市公共施設等総合管理計画」（以下、「本計画」という。）として取りまとめるものです。

※公共施設マネジメントとは

公共施設は、市民が安全で安心してサービスを継続的に利用できるよう、サービス水準を適切に維持しつつ、新たな市民ニーズ等にも対応していくことが求められます。

公共施設のマネジメントとは、本市が保有又は管理する公共施設等の現状と課題を分析し、施設保有量の見直しや効率的・効果的な維持保全による施設の長寿命化、運営等にかかるコストの最適化など、保有する市有財産を最適に維持管理し、有効活用を図るための取組です。



朝来市マスコットキャラクター
ちやすりん

1-2 計画の期間

公共施設マネジメントには、将来の更新を見据えて中長期的な視点で取り組むことが不可欠であるため、本計画の対象期間は、令和8年度（2026年度）から17年度（2035年度）までの10年間とします。

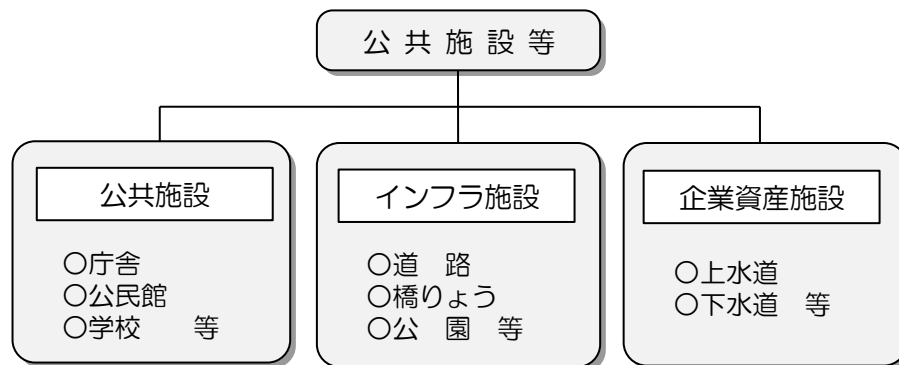
なお、財政状況等を踏まえた実効性の高い計画としていくため、総合計画の改定や取組の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

1-3 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、本市が保有する公共施設等とします。

本市が保有する公共施設等は、庁舎や学校などの建築物を有する「公共施設」と道路・橋りょう・公園等の「インフラ施設」、公営企業が保有する「企業資産施設」があります。

図表 1-1 計画の対象範囲



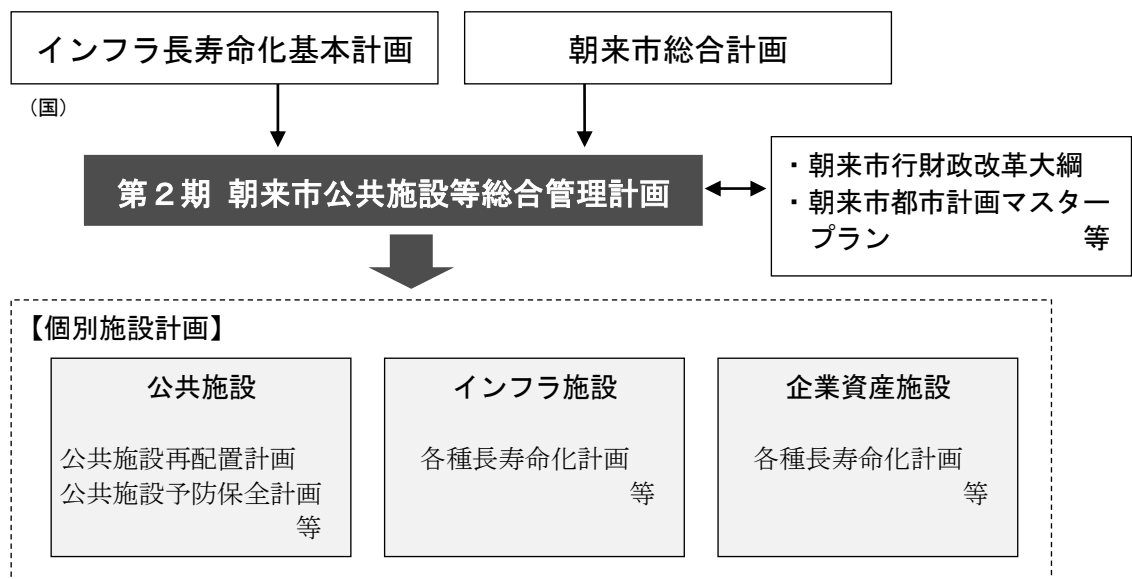
注 : 施設を構成する土地を含む。

1-4 計画の位置付け

本計画は、「朝来市総合計画」に則し、公共施設マネジメントを推進していくための基本となる計画であり、国の「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月）に基づく行動計画（インフラ長寿命化計画）として策定するものです。

既存及び今後策定する個別施設計画については、本計画に掲げる方針を踏まえるものとします。

図表 1-2 計画の位置付け



2 公共施設等の保有状況

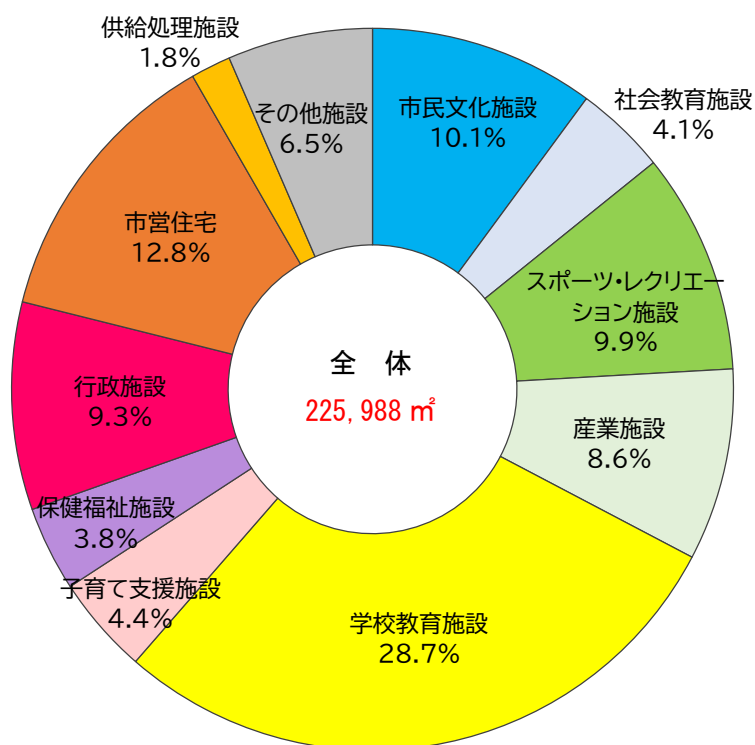
2-1 公共施設の概要

(1) 保有施設の内訳

本市では、298 施設、延床面積約 22.6 万㎡（令和 8 年 3 月末現在）の公共施設を保有しています。

公共施設の大分類別に延床面積の構成比をみると、学校教育施設が 28.7%（約 6.5 万㎡）で全体の 1/4 を占めており、次いで市営住宅が 12.8%（約 2.9 万㎡）、市民文化施設が 10.1%（約 2.3 万㎡）、スポーツ・レクリエーション施設が 9.9%（約 2.2 万㎡）などとなっています。

図表 2-1 施設大分類別の延床面積構成比



図表 2-2 公共施設の一覧（令和 8 年 3 月末現在）

大分類	中分類	主な施設	平成28年3月末現在		令和8年3月末現在		増減		備考 (主な廃止施設等) 変動内容
			施設数	延床面積 (㎡)	施設数	延床面積 (㎡)	施設数	延床面積 (㎡)	
市民文化施設	生涯学習センター	生涯学習センター	4	3,280	4	3,280	0	0	集会施設 譲渡の推進(46施設) 集会施設 譲渡 等 末歳・和賀(R2) 金浦・三保(R4)
	福祉会館等	福祉会館	4	2,026	4	2,026	0	0	
	集会施設	集会所	67	17,459	21	8,431	-46	-9,028	
	文化施設	ホール	4	9,069	4	9,069	0	0	
社会教育施設	図書館	図書館	2	1,830	2	1,830	0	0	
	博物館等	埋蔵文化財センター	19	7,496	19	7,496	0	0	
スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	プール・体育館	26	15,571	23	14,227	-3	-1,344	エスポワ 除却 室尾野外活動センター 除却(R6) 等
レクリエーション施設	レクリエーション施設	キャンプ場・温泉	10	10,620	9	8,101	-1	-2,519	
産業施設	観光施設	道の駅・宿泊施設	9	6,919	9	7,575	0	655	食肉センター 譲渡 朝来農畜産物処理加工施設 除却(R4) 枚田岡育苗施設 除却(R6) 等
	農業施設	加工施設・作業所	20	15,089	16	11,871	-4	-3,217	
学校教育	小学校	小学校	9	39,669	9	39,557	0	-112	旧朝来学校給食センター 除却 適応指導教室(すまいるルーム) 追加(R4) 等
	中学校	中学校	4	22,647	4	22,647	0	0	
	その他教育	給食センター	2	2,869	2	2,576	0	-293	
子育て支援	こども園	こども園・幼稚園・保育所	9	7,186	7	6,450	-2	-736	枚田岡保育所 除却 梁瀬幼稚園 譲渡 等
	学童クラブ	学童クラブ	9	2,984	10	3,500	1	516	
保健福祉	福祉センター等	老人福祉センター	11	7,198	9	6,503	-2	-695	入所施設(ケアハウス) 譲渡 まつぼっくり 譲渡(R5) 生野老人福祉センター 除却(R6) 等
	入所施設等	ケアハウス・作業所	4	3,814	0	0	-4	-3,814	
	社会福祉施設	介護予防施設	6	2,070	3	863	-3	-1,207	
	保健施設	保健センター	2	1,198	1	1,126	-1	-72	
行政	庁舎	市役所、支所庁舎	5	10,898	6	16,060	1	5,163	新庁舎 建設 旧庁舎 除却 山東第7分団機庫 除却(R2済) 朝来支団第5分団 羽淵・上八代 除却(R2) 朝来支団第5分団機庫 新設(R2) 等
	防災施設	防災センター・防災備蓄倉庫	3	1,976	3	1,976	0	0	
	ケーブルテレビセンター	ケーブルテレビセンター	3	631	3	631	0	0	
	消防機庫等	消防機庫等	47	2,519	36	2,426	-11	-93	
市営住宅	公営住宅	公営住宅	24	20,787	20	20,204	-4	-583	定住促進住宅和田山団地 取得 奥銀谷住宅 除却(R3) 枚田岡荘第2団地 一部除却(R6) 等
	改良住宅	改良住宅	5	3,245	6	3,344	1	99	
	公共特定賃貸住宅	公共特定賃貸住宅	1	292	1	292	0	0	
	その他住宅	その他住宅	6	1,541	7	5,210	1	3,669	
供給処理	供給処理施設	クリーンセンター	2	4,114	2	4,114	0	0	
その他	交通施設	駐車場	2	183	2	183	0	0	樺の森公園 宮ノ下公園 設置(R3) トロッコ道の見える公園 設置(R4) 緑地公園休憩所 除却(R6) 等
	火葬場	斎場	1	1,798	1	1,798	0	0	
	公園施設	公園施設	21	1,152	20	1,249	-1	97	
	トイレ	公衆便所	13	417	15	468	2	51	
	倉庫	倉庫	19	4,296	17	4,523	-2	226	
	その他	旧小学校校舎	5	7,375	3	6,379	-2	-996	
	公共施設 計			378	240,221	298	225,988	-80	

※市民文化施設の集会施設：平成 27 年度に策定した「区集会施設の無償譲渡方針」に基づき順次、地域への譲渡を進めています。
 ※スポーツ・レクリエーション施設：2ヶ所設置していた温水プールのうち老朽化が進んだ「エスポワ」を廃止、現在は「くじら」1箇所のみとし、運営しています。

※産業施設：平成 29 年度に、食肉センターを運営する第 3 セクターに無償譲渡しました。

※保健福祉施設：入所施設の民間譲渡を進めているほか（ケアハウス竹原野 等）、使用されていない介護予防施設については観光施設に転用し運営しています（鉱石の道神子畑交流館）。

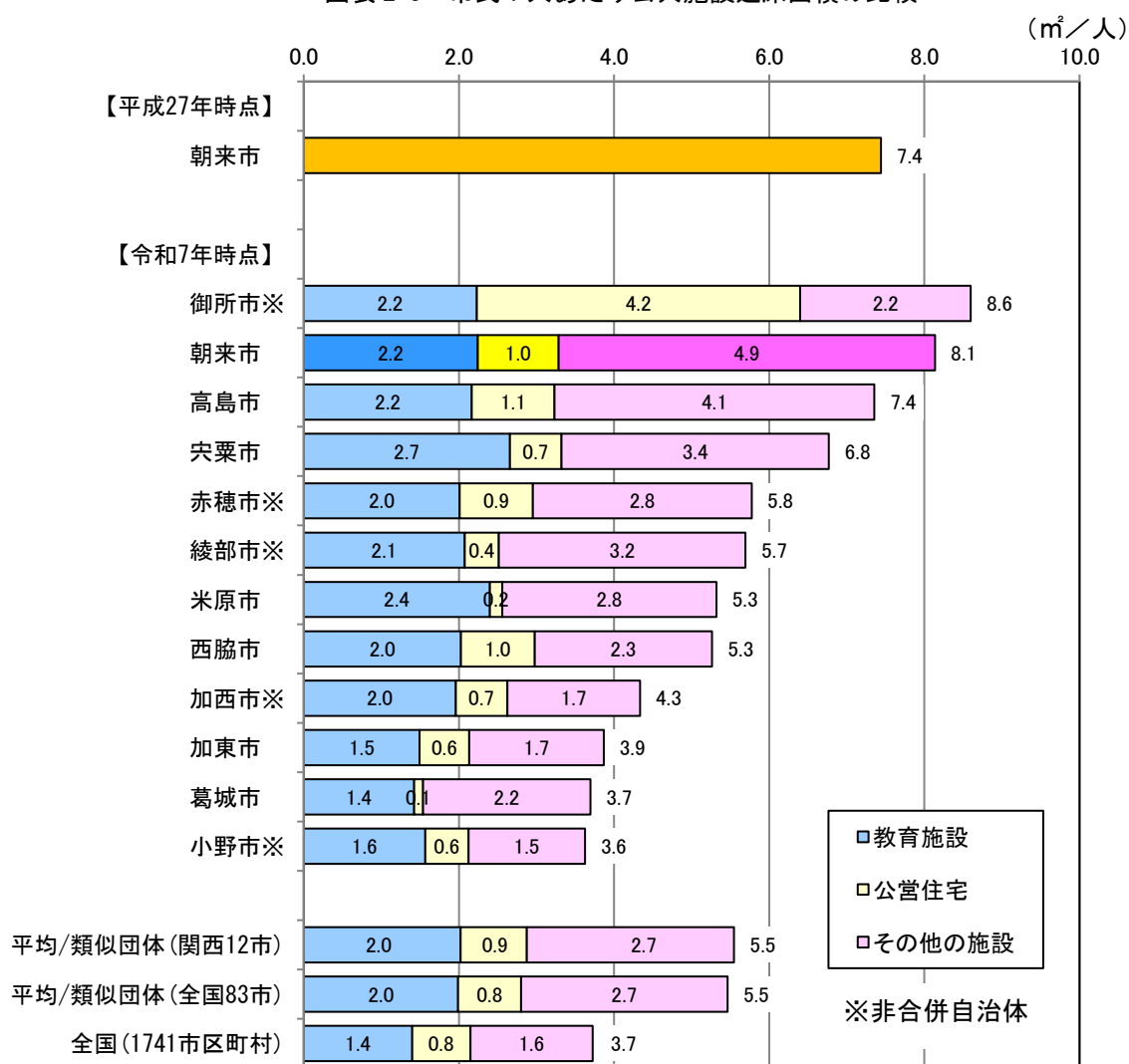
※庁舎：山東庁舎について、平成 30 年度の大規模改修にあわせて生涯学習センター等周辺機能を集約し、複合化を図っています。

(2) 施設保有量の類似都市比較（令和7年現在）

公共施設マネジメントの取組に着手した平成27年における本市の1人あたり公共施設延床面積は7.4㎡でしたが（平成27年1月1日の住民基本台帳人口32,274人をもとに算出）、その後の人口減少の影響から、令和7年時点における本市の1人あたり公共施設延床面積は8.1㎡となっています（令和7年1月1日の住民基本台帳人口27,754人をもとに算出）。

関西圏の類似団体（12市）で比較すると、奈良県御所市（8.6㎡）に次いで2番目に多く、類似団体平均（5.5㎡）の約1.5倍、全国平均（1741市区町村3.7㎡）と比べて約2倍となっています。特に「その他施設」が多くなっています。

図表 2-3 市民1人あたり公共施設延床面積の比較



※本市の施設延床面積の値は本計画の値（なお、他市との比較のため、その他教育施設は「その他施設」に含めた）
 ※類似団体：類型「I-2」の一般市（人口5万人未満、産業構造Ⅱ次・Ⅲ次95%未満かつⅢ次65%未満の83団体）
 ※類似団体の施設延床面積は、総務省「公共施設状況調査経年比較表 市町村経年比較表」の令和7年度調査の値
 ※人口は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和7年1月1日時点）」による

2-2 インフラ施設の概要

本市が管理するインフラ施設には、道路、公園のほか、農道、林道など、市民生活や経済活動の基盤となる施設が含まれます。

これらのインフラ施設のうち、主な施設の管理状況（令和7年3月末現在）をみると、本市が管理する道路は、一般道路が延長約 627km（1,525 路線）、自転車歩行者道が延長約 4.6km（125 路線）であり、一般道路のうち、幹線市道（1級市道及び2級市道）の延長は約 166.2km となっており、一般道路の改良率は 66.4%、舗装率は 92.1%などとなっています。

また、橋りょうを 609 橋（うち橋長 15m以上の橋りょうは 156 橋）、延長約 8.7km を管理しているほか、トンネル 4 箇所、直轄林道 7 路線、直轄農道 1 路線を管理しています。

公園は 65 箇所、面積約 13.5ha を管理しており、そのうち都市公園が 4 箇所、面積約 0.76ha となっています。

図表 2-4 主なインフラ施設の管理状況（令和7年3月末現在）

大分類	中分類	施設数等	改良率	面積	
道路	1級市道	44 路線 70,918m	87.5%	517,530 m ² (舗装率 99.8%)	
	2級市道	71 路線 95,329m	80.4%	540,485 m ² (舗装率 94.6%)	
	その他市道	1,410 路線 460,709m	60.2%	2,273,356 m ² (舗装率 90.4%)	
	一般道路	1,525 路線 626,956m	66.4%	3,331,371 m ² (舗装率 92.1%)	
	自転車歩行者道	125 路線 46,445m	—	126,078 m ² (舗装率 100%)	
	橋りょう	609 橋 (15m以上 156 橋)	8,375m	—	45,065 m ²
	トンネル	4 箇所 約 1,342m	—	10,659 m ²	
	直轄林道	7 路線 約 28,700m	—	—	
	直轄農道	(佐囊地内) 1 路線 約 3,700m	—	—	
公園	都市公園	4 箇所 7,650 m ²	—	—	
	その他の公園	65 箇所 135,221 m ²	—	—	

2-3 企業資産施設の概要

本市が保有する企業資産施設（令和7年3月末現在）は、水道施設と下水道施設に区分されます。

水道施設は安全な飲料水を市民等に供給するため、下水道施設は、快適で衛生的な生活環境への改善及び公共用水域の水質保全等のため、市民生活や経済活動に欠くことのできない施設ですが、本市では、市域が広大であることから、水道施設、下水道施設ともに多くの施設を抱えています。

主な水道施設としては、管路延長が約 420.1km、浄水場が 18 箇所、配水池が 37 箇所などとなっています。

主な下水道施設は、管路延長が約 345.0km、処理場が 30 箇所（公共下水道 1 箇所、特定環境保全公共下水道 5 箇所、農業集落排水施設 13 箇所、コミュニティ・プラント 11 箇所）、マンホールポンプ 246 箇所（公共下水道 18 箇所、特定環境保全公共下水道 82 箇所、農業集落排水施設 112 箇所、コミュニティ・プラント 34 箇所）となっています。

図表 2-5 主な企業資産施設の管理状況（令和7年3月末現在）

大分類	中分類	施設数等
水道施設	管路	420,075m
	浄水場	18 箇所
	配水池	37 箇所
下水道	管路	345,040m
	処理場	30 箇所 （公共下水道 1、特定環境保全公共下水道 5、 農業集落排水施設 13、コミュニティ・プラント 11）
	マンホール ポンプ	246 箇所 （公共下水道 18、特定環境保全公共下水道 82、 農業集落排水施設 112、コミュニティ・プラント 34）

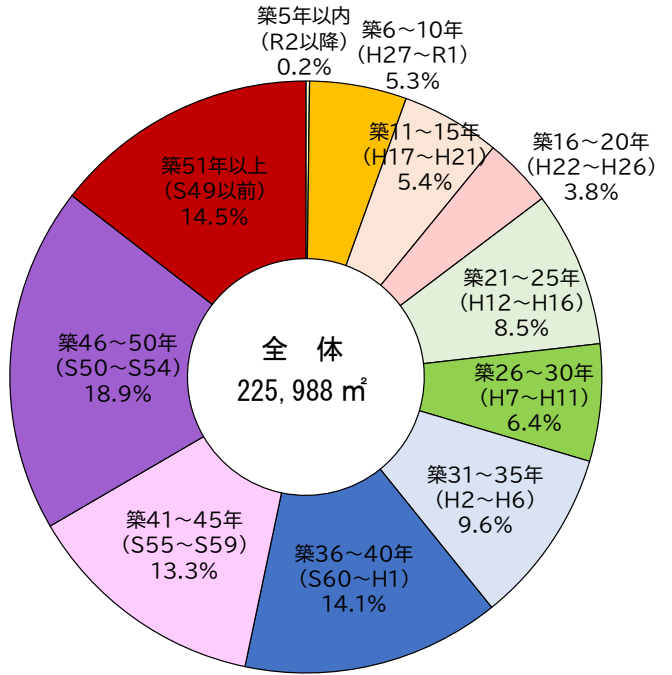
3 公共施設等を取り巻く現状と課題

3-1 老朽化の進行

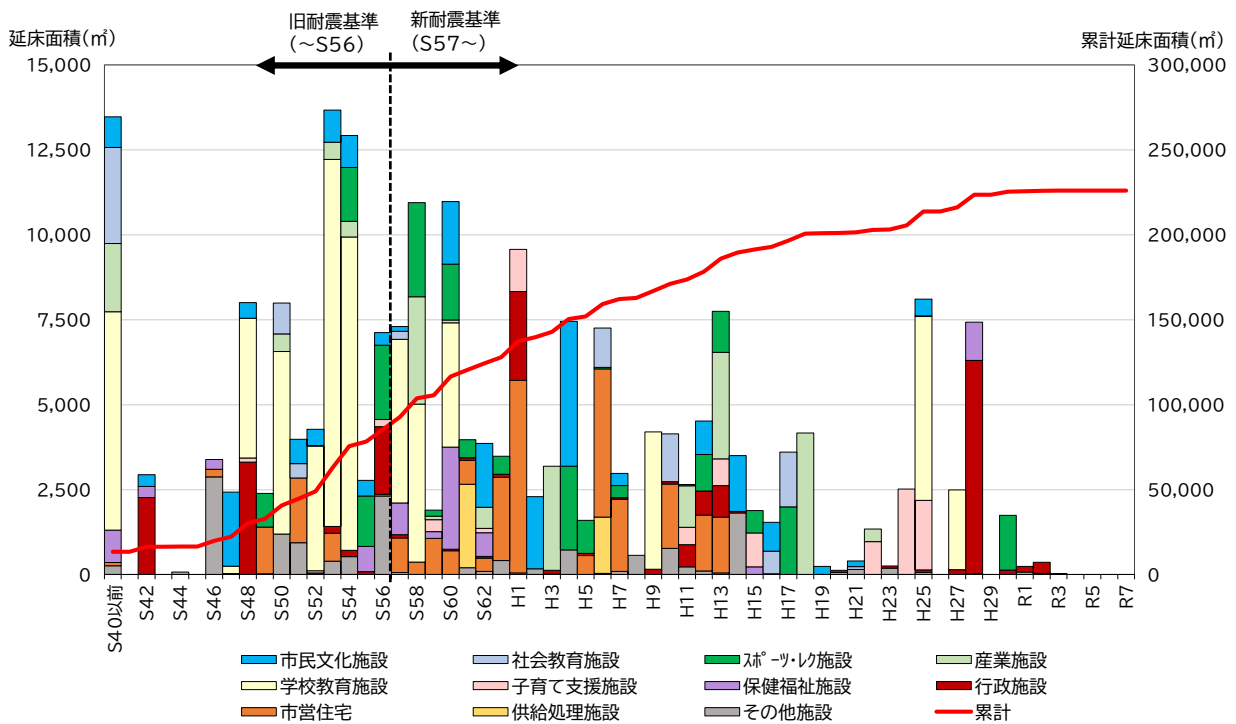
(1) 公共施設

保有する公共施設を建築年別にみると、築46～50年が最も多く18.9%（約4.3万㎡）を占めており、次いで築51年以上が14.5%（約3.3万㎡）、築36～40年が14.1%（約3.2万㎡）となっています。一般に築30年が経過すると大規模改修が必要とされますが、築後30年を超過している施設が71.8%（約16.2万㎡）を占めています。

図表 3-1 築後年数別の延床面積構成比



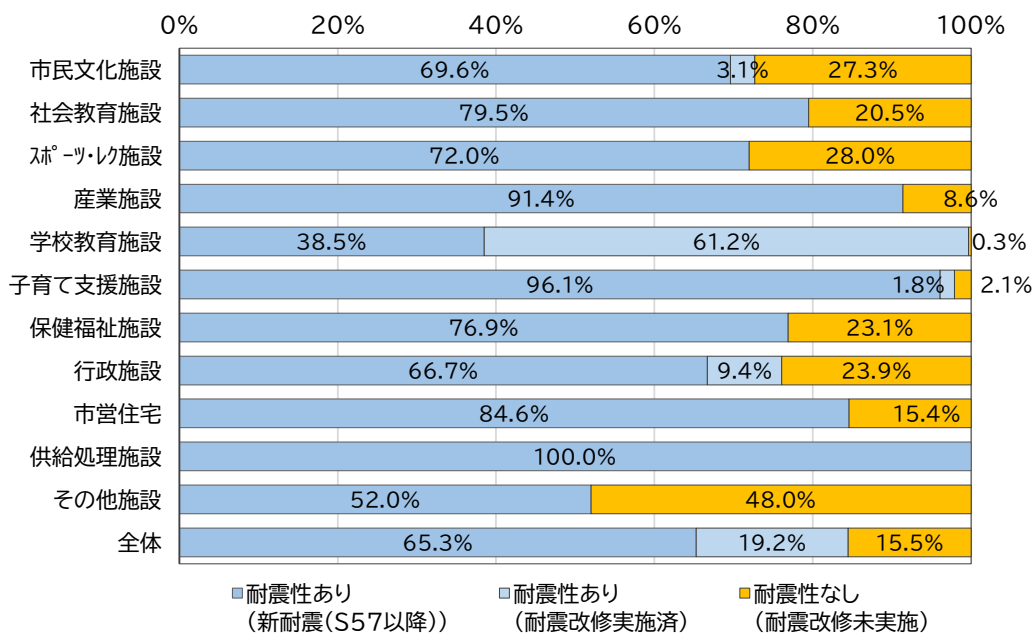
図表 3-2 施設大分類別・建築年別の延床面積推移



耐震化の状況を見ると、耐震性の確保された建物の延床面積は全体の 83.2%を占めています。

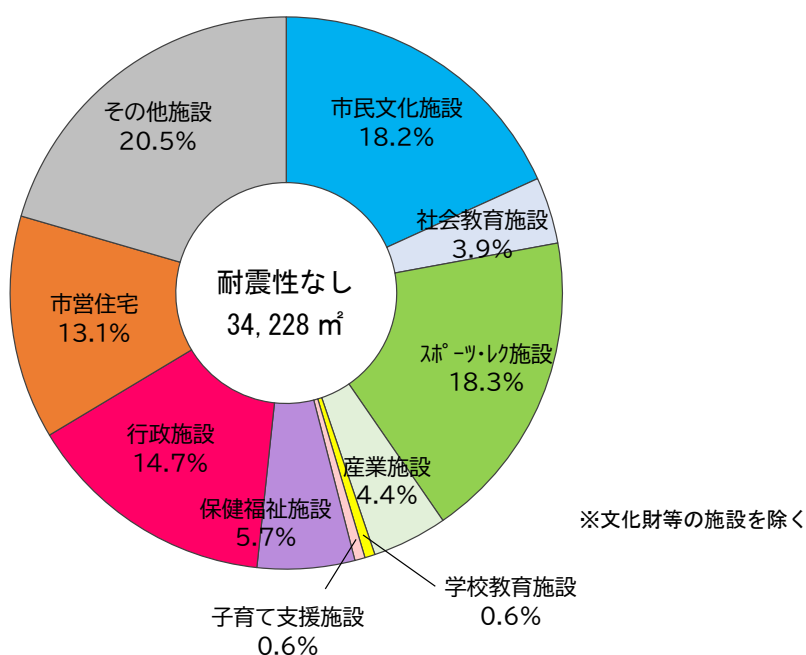
文化財等の施設以外で耐震性のない建物（約 3.4 万㎡）について分類別の延床面積の割合をみると、その他施設 20.5%（約 0.7 万㎡）、スポーツ・レク施設 18.3%（約 0.6 万㎡）、市民文化系施設 18.2%（約 0.6 万㎡）などで多くなっています。

図表 3-3 施設分類別、耐震性の有無別の延床面積構成比



※文化財等の施設を除く

図表 3-4 耐震性のない建物の施設分類別の延べ床面積構成比



※文化財等の施設を除く

(2) インフラ施設

インフラ施設については、都市の基盤となる施設であるため、公共施設に先行して整備されているものも多くあることから、公共施設と同様もしくはそれ以上に老朽化が進行しています。

インフラ施設の中から橋りょうを例にとると、建設後 50 年を経過する高齢化橋りょうは、令和 7 年 3 月末現在で 273 橋（約 45%）ですが、20 年後には 551 橋（約 90%）となります。

(3) 企業資産施設

企業資産施設についても、給水人口の拡大に伴って布設してきた水道管や下水道管が順次、耐用年数に達し、老朽化が進行しています。

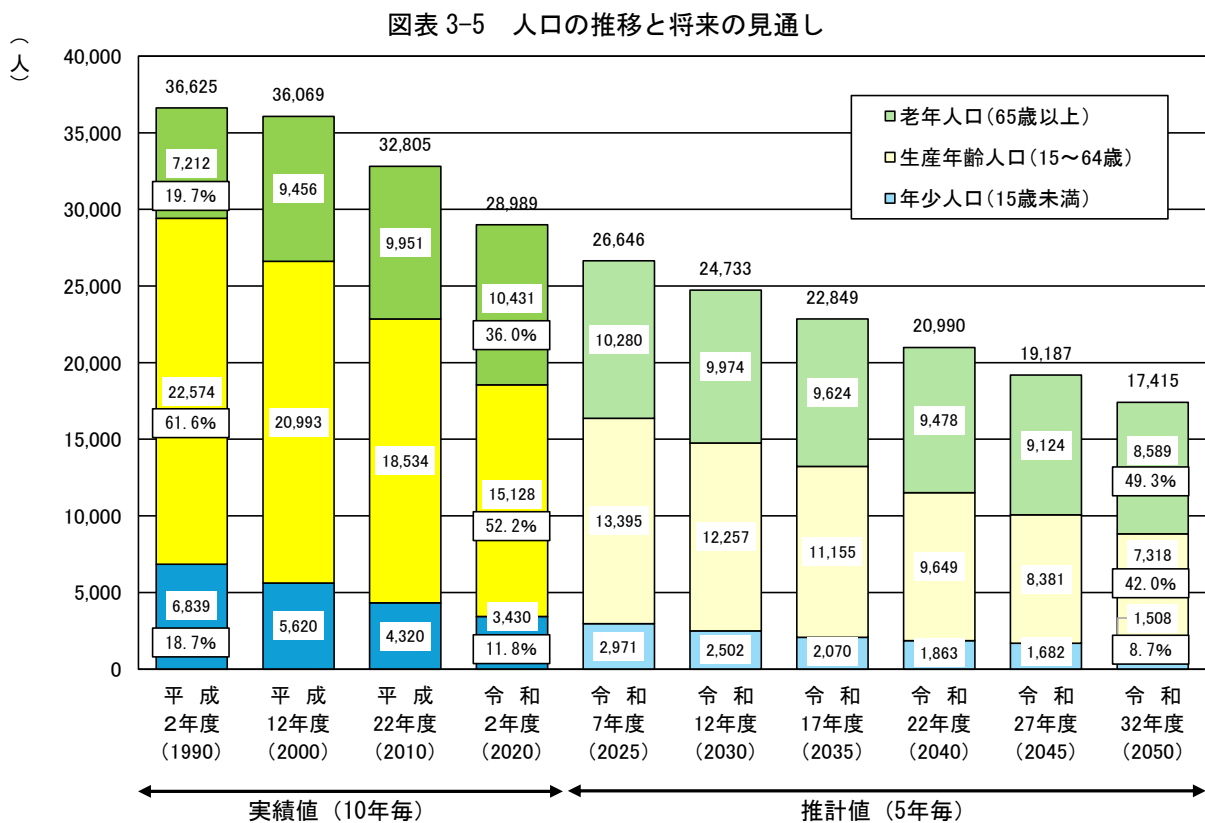
企業資産施設の中から水道施設の管きよを例にとると、経年管（法定耐用年数 40 年を経過した水道管）は、令和 7 年 3 月末現在では全体で約 13%程度ですが、10 年後には約 39%が経年管となり、老朽化に伴う漏水被害の増加などが懸念されます。また、耐震管については、平成 19 年以降の更新及び新設時には耐震性の高い管路を用いて災害に強い管路の構築を推進し、令和 7 年 3 月末現在で基幹管路の耐震化率は約 37%となっています。

3-2 人口の推移及び将来の見通し

本市の人口は、昭和25年の49,619人をピークに減少を続け、令和2年には28,989人（ピーク時の約6割）となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計（令和6年10月）によると、本市の将来人口は令和32年（2050年）には17,415人となり、令和2年に比べ11,574人（約4割）減少すると見込まれています。朝来市創生総合戦略（令和5年12月改定）では、将来にわたり活力ある朝来市の創生を市民と行政が一体となって取り組むことにより、令和32年（2050年）に20,000人とする目標を掲げています。

年齢3区分別の構成比をみると、年少人口、生産年齢人口は減少傾向、老年人口は増加傾向と見込まれます。年少人口の減少は、小中学校などの学校教育施設における余裕・余剰の発生、老年人口の増加は保健福祉施設等の不足や公共施設までの移動手段の確保などの課題が見込まれるなど、公共施設に対するニーズに変化が生じることが考えられます。



資料：国勢調査（実績値）、国立社会保障・人口問題研究所（推計値）

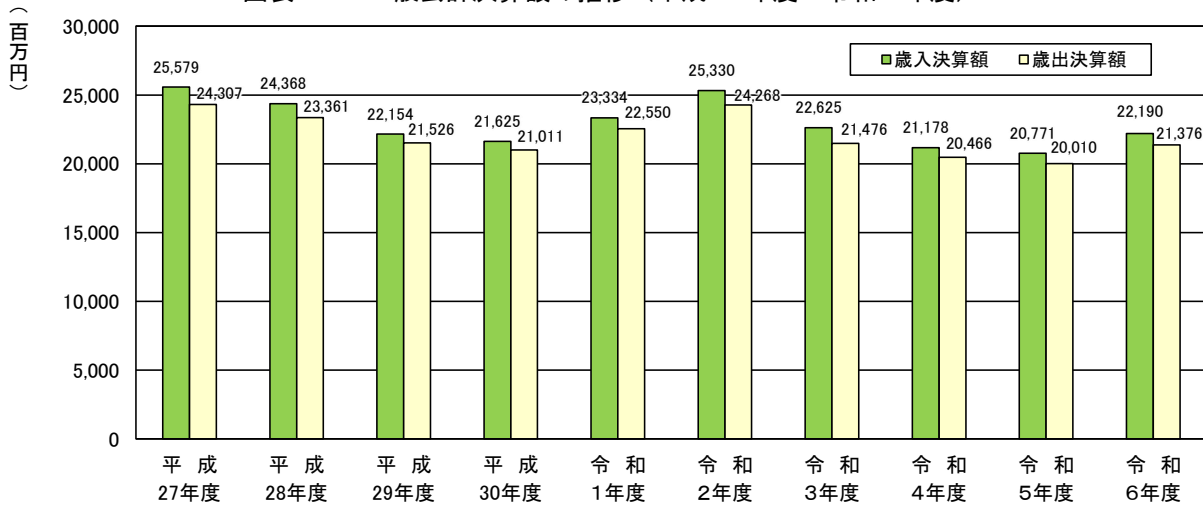
3-3 財政状況

(1) 一般会計の決算の推移

一般会計決算額をみると、歳入は、平成27年度の約256億円から平成30年度には約216億円に減少、その後、新型コロナウイルス感染症対応に伴い約253億円まで増加したものの、令和6年度には約222億円となっています。

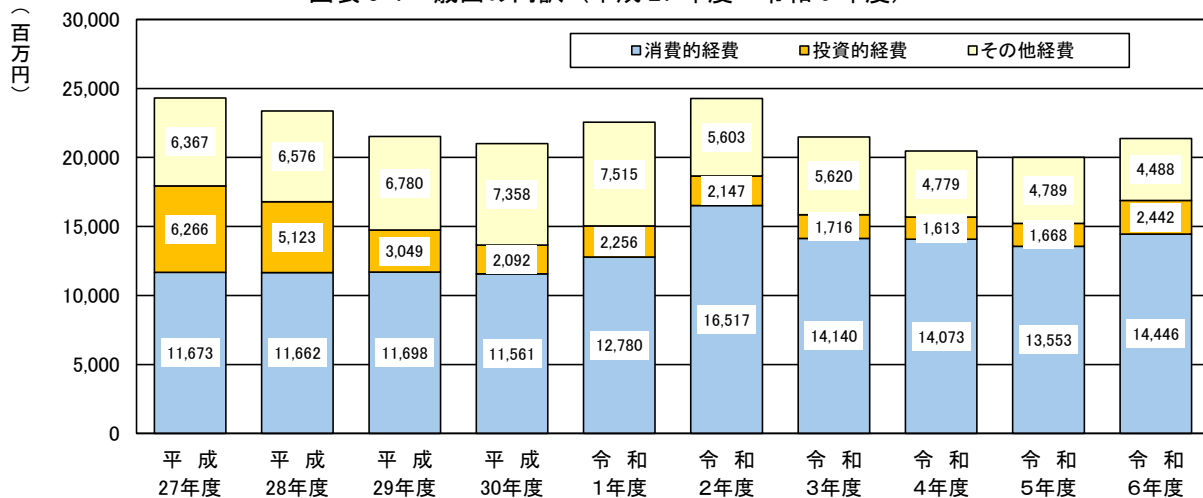
歳出は、平成27年度と令和2年度に約243億円となっていますが、その後減少傾向となり、令和6年度には約214億円となっています。令和3年度以降の歳出の内訳をみると、消費的経費（人件費、扶助費、公債費）が約140億円、投資的経費（普通建設事業費、災害復旧事業費）は約17億円で推移しています。

図表 3-6 一般会計決算額の推移（平成27年度～令和6年度）



資料：各年度決算資料

図表 3-7 歳出の内訳（平成27年度～令和6年度）



資料：各年度決算資料

(2) 有形固定資産減価償却率の推移

本市が保有する有形固定資産のうち、土地以外の償却資産（建物や工作物等）について、有形固定資産減価償却率をみると、令和5年度現在で69.0%となっており、類似団体平均に比べてやや高くなっています。

図表 3-8 歳出の内訳（平成28年度～令和5年度）

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
朝来市	61.8%	62.3%	63.6%	64.4%	65.5%	66.6%	67.7%	69.0%
類似団体 平均値	57.1%	58.7%	59.9%	60.1%	61.8%	62.8%	63.7%	64.5%

※類似団体（都市I-2）の平均値は、各年度の調査で回答のあった団体に関するもの。

※有形固定資産減価償却率は以下の計算式で算出され、100%に近いほど償却が進んでいることを示しますが、直接的に施設の老朽度や安全性を示すものではありません。

$$\text{有形固定資産減価償却率(\%)} = \text{減価償却累計額} / \text{取得価額（再調達価額）}$$

資料：公会計財務書類（朝来市）、統一的な基準による財務書類に関する情報（類似団体平均値）

(3) 将来更新費用の試算

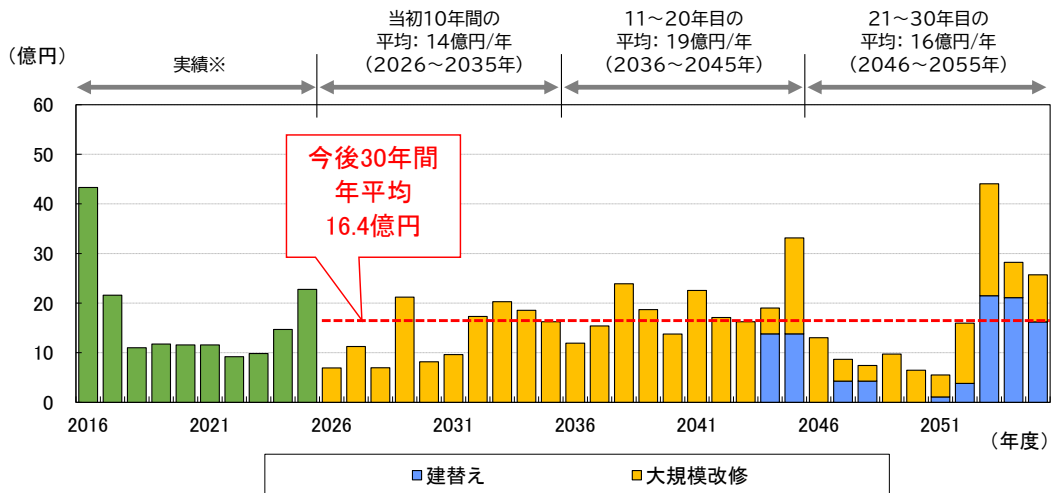
① 公共施設

第1期計画では、平成28年3月末現在で保有する全ての公共施設を維持した場合、今後40年間に約1,050億円（年平均約26億円）が必要と見込んでいました。

それを踏まえ、第1期計画の10年間では、再配置計画を策定し、80施設（延床面積14,233㎡）を削減したほか、各施設の方向性を整理し、今後の改修や建替えは見込まない施設の仕分け等を実施しました。また、維持する施設に対しては、予防保全計画を策定し、長寿命化に向けた取組を進めてきました。一方、近年の建設コストの高騰も著しい状況となっています。

そこで、令和8年3月末現在で保有する施設のうち、今後も維持する施設について、長寿命化（80年更新）した場合の費用を試算すると、今後30年間で、約493億円（年平均約16.4億円）が必要という結果になりました。

図表 3-9 大規模改修・建替えにかかる費用の試算（大規模改修・建替え別）



※2016年度からの10年間については、各年度の普通建設事業費からインフラ関連を除いた費用を、便宜上、公共建築物に関する実績として図示している。

○将来更新費用の試算方法（公共施設）

再配置計画の試算の考え方に準じて、建築から40年後に大規模改修、80年後に更新、その中間年となる20年目と60年目に小規模改修を実施するものとし、面積に単価を乗じて算出します。

図表 3-10 更新等単価（公共施設）

	建替え	大規模改修	小規模改修
市民文化・産業・社会教育・行政	52万円/㎡	31万円/㎡	13万円/㎡
保健福祉・供給処理・スポーツ・レク	47万円/㎡	28万円/㎡	11万円/㎡
学校教育・子育て支援	43万円/㎡	26万円/㎡	10万円/㎡
市営住宅	36万円/㎡	22万円/㎡	9万円/㎡

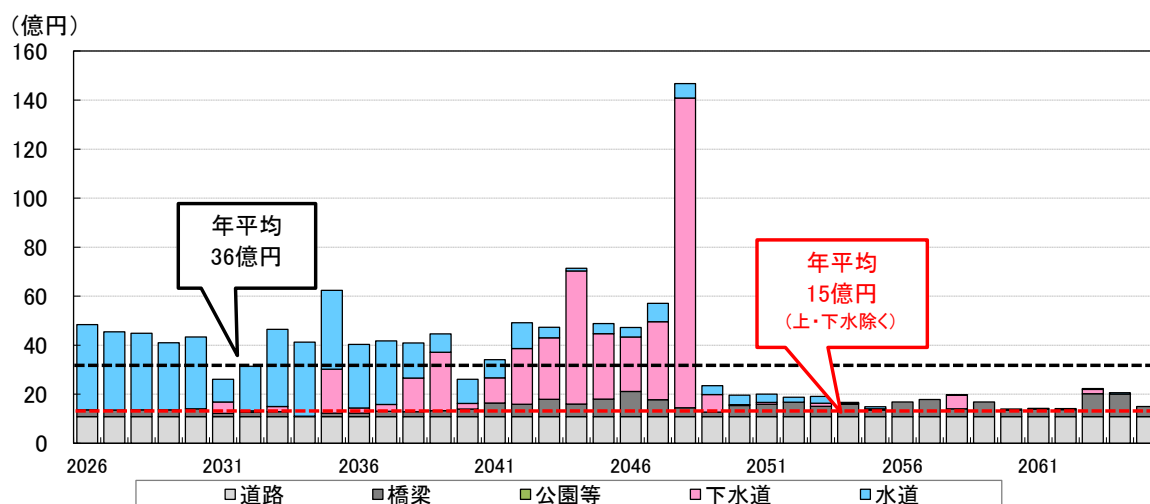
※単価は第1期計画の単価（総務省単価）を参考に、この間のデフレータを考慮し、約1.3倍で設定

② インフラ施設・企業資産施設

現在保有するインフラ施設・企業資産施設について、同じ面積（延長）で更新することを前提として、将来必要となる更新費用を試算すると、今後 40 年間で総額約 1,430 億円が必要となり、年平均で約 36 億円が必要と見込まれます。このうち、一般会計にかかるインフラ施設のみをみると、今後 40 年間で総額約 600 億円となり、年平均で約 15 億円が必要と見込まれます。

なお、別途、「朝来市橋梁長寿命化修繕計画」では、今後 100 年間の試算を行っており、これまでの対症的な補修や架替えから、長寿命化修繕計画に基づいた計画的な補修や架替えを実施することで、約 51%のコスト削減効果が期待できると見込まれています。

図表 3-11 インフラ施設・企業資産施設の更新に係るコスト試算



○将来更新費用の試算方法（インフラ）

総務省の公共施設更新費用試算ソフトの考え方に基づき、更新（大規模改修、建替え）に要する費用を試算しています。

- ・推計期間は 40 年間とし、面積（延長）に更新単価等に乗じて算出します
- ・道 路：耐用年数 15 年
- ・橋りょう：耐用年数 60 年
- ・公 園：（施 設）公共施設に準じて試算
- ・上 水 道：（管きよ）耐用年数 40 年
- ・下 水 道：（管きよ）耐用年数 50 年 等

図表 3-12 更新等単価（総務省単価）

道路 （舗装）	一般道路 4,700 円/m ² 自転車歩行者道 2,700 円/m ²
橋りょう	鋼橋 42.5 万円/m ² その他 PC 橋等 50 万円/m ²
上水道 （管きよ）	（管径に応じて） 97 千円/m～923 千円/m
下水道 （管きよ）	（管種に応じて） 124 千円/m～134 千円/m

4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

4-1 基本的な考え方

(1) 安全性の確保

公共施設等は、行政サービスや義務教育の場、子育て支援、高齢者支援、地域コミュニティの拠点等の役割を担い、日常生活や経済活動の基盤として、暮らしを支える市民の貴重な財産であるとともに、災害時には、緊急輸送・避難ルートや避難場所等として市民の安全を守る重要な役割を担っています。

老朽化の進行により安全性が低下し、日常的な修繕等が必要となっている施設が増えつつある中、公共施設マネジメントの取組においては、今後とも市民等が安全に安心して施設を利用できる環境を整えるとともに、災害時に必要な防災機能の役割を果たしていくことも見据え、順次施設の安全性の確保を図ります。

また、災害や感染症等の非常時においても、公共建築物の機能維持を図るため、事業継続計画（BCP）に基づく代替拠点の整備や避難所機能の確保を推進します。

(2) 行政サービスの維持・向上

人口減少社会の到来や少子高齢化の進展、IT技術の進歩等により、公共施設等が担うべき役割・機能が質・量ともに変化しているため、公共施設マネジメントにおいては、地域の活力が今後も維持していけるよう、引き続き、市民ニーズや社会的要請の変化、さらには広大な市域といった地域特性を的確に捉え、必要な施設サービスの維持・向上を図ります。

その際、特に公共施設については、サービスを提供する手段であるとの認識に立ち、従来の目的別に施設整備を行うのではなく、地域に必要な「施設の整備」から「機能の提供」へと発想を転換していきます。

(3) 財政負担の軽減

今後、厳しい財政運営が見込まれる中で、公共施設等の更新等に多額な財政負担を伴うことが予測されます。このような財政負担が他の行政サービスの提供に支障を及ぼさないようにするため、公共施設マネジメントにおいては、施設の更新や維持管理・運営に係る費用の抑制や平準化、保有する公的不動産の有効活用等による財政負担の軽減を図ります。

また、IoTセンサーやAI等の技術を活用し、公共建築物の維持管理の高度化と効率化を図ります。

4-2 取組の3原則

これまでと同じ水準で公共施設等の整備への投資を継続することが困難な財政状況の中で、公共施設等の老朽化・防災対策を着実に推進し、市民ニーズ等を踏まえた機能の見直し・充実を図るため、保有量の最適化（総量縮減）や維持管理・運営費用の削減・平準化に取り組みます。

(1) 保有量の最適化（総量の縮減）

第1期計画策定時に実施した市民アンケート調査^{*}では、今後の公共施設の方向性として、全体の8割が「必要性を見直し、必要性の乏しいものについては、複合化や統廃合などを推進し、人口や税収に見合った公共施設の質・量にする」と回答しています。

そのため、施設の機能はできる限り維持しながら施設の量を減らしていくことを前提として、将来に必要な施設サービスの質と量を踏まえた規模の最適化や機能の複合化（多機能化）、用途の転換、民間への移譲、売却など、公共施設の再編・再配置による施設保有量の最適化を図ります。

本格的な人口減少社会が到来するなか、各地域の中心に小さな拠点を設けて機能集約を図り利便性を向上させるなど、移住・定住の促進に向けた公共施設の再配置の取組を推進していく必要があります。本市は合併自治体であるため、文化ホールやプールなど用途や機能が重複している施設がみられるため、広域的な施設か地域的な施設かを見極めつつ、中長期的なまちづくりの視点に立った再配置を検討します。

市民アンケートでは、将来に維持・確保すべき機能として「高齢者支援機能」、「防災機能」、「子育て支援機能」などがあげられていますが、新たなサービスを提供する場合においても、原則、新規の施設整備は行わず、既存の施設を活用していくこととします。

施設を建替える場合は、複合施設を検討することとし、単独で建替える場合には、減築により保有量の最適化を図ります。

なお、機能の複合化（多機能化）の検討は、分野横断的な視点が求められることから、公共施設を所管する部長級で組織する「公共施設マネジメント推進検討委員会」により取組を強化します。

インフラ施設、企業資産施設については、都市の基盤であり、市民生活に不可欠な施設であることから、財政状況を考慮し、計画的に必要な新設と更新を進め、保有施設の最適化を図ります。

^{*}市民アンケート：平成27年6月に18歳以上の市民2000人を対象に実施。有効回収率34.2%

(2) 計画的な保全（長寿命化の推進）

公共施設等の老朽化に対応していくため、今後も保有していく施設については、不具合が発生してから修繕等を行う「事後保全」による対応から、定期的な点検・診断、修繕履歴等の把握・蓄積といった基礎的な取組を強化することによる計画的な「予防保全」に切り替え、施設の長期利用を促進します。

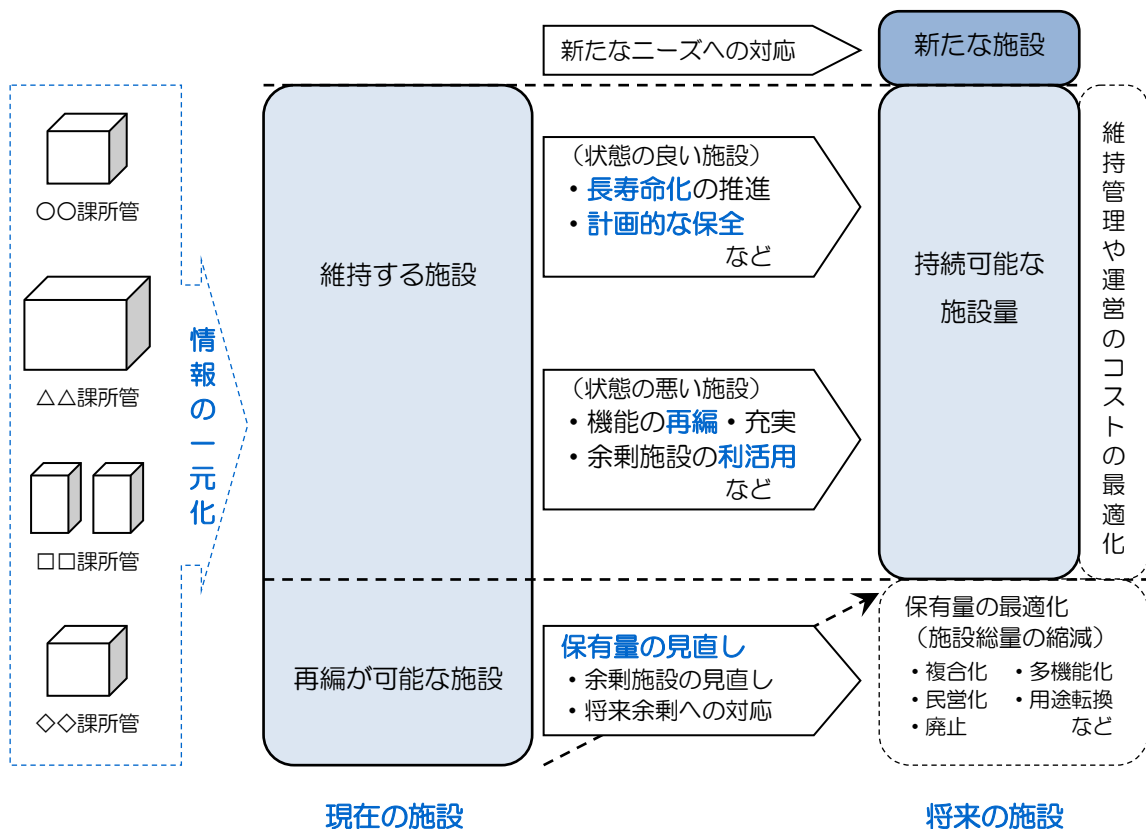
また、耐震性能の向上やユニバーサルデザイン等にも配慮し、既存の公共施設等の有効活用を図ります。

(3) 効率的・効果的な維持管理・運営（費用対効果の改善）

保有量の最適化や計画的な保全を推進する一方で、業務内容の見直しにより施設サービスの質の維持・向上に努めます。また、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進等とあわせて、光熱水費を含めた日常的な維持管理・運営費用の削減を図ります。

施設の機能に応じて、PPP/PFIや包括委託など官民連携の手法を積極的に導入し、市民、地域自治協議会、NPO、民間企業等の多様な主体との協働による維持管理・運営を促進します。

図表 4-1 公共施設マネジメントの取組のイメージ



4-3 公共施設等に関する数値目標

(1) 公共施設

第1期計画では、本市が持続可能な自治体経営を推進し、現在のサービス水準をできるかぎり維持することを前提に、将来必要と見込まれる更新費用と公共施設に充当できる投資見込み額の比較や、市民一人当たりの公共施設の延床面積の全国平均との比較等を踏まえ、公共施設マネジメントの原則に基づく取組を着実に実行していくための目標を、「公共施設の延床面積を40年間で4割削減」と定めていました。

その後、第1期計画での取組を踏まえ、あらためて試算すると、残り30年間に必要な更新費用は16.4億円/年まで圧縮できる見込みとなったものの、公共施設に充当できる投資的経費の見込み額は、概ね12.3億円/年に留まる見込みとなっているため、これまでの取組に加えて、今後さらに4.1億円/年に相当するコストの削減が必要となっています。

40年間で4割削減という目標に対しては、おおむね順調^{*}に取組が進められている面はあるものの、依然として厳しい状況には変わらないことから、本計画においても、取組の目標は変えず、以下の通り定めることとします。

公共施設の延床面積を40年間（2016～2055）で4割削減

(2) インフラ施設・企業資産施設

インフラ施設は、市民の暮らしや経済活動を支える基盤となる施設であり、また、施設の再編になじまない必要不可欠な施設としての側面があるため、保有量に関する数値目標は設定しませんが、持続可能な自治体経営を目指す観点から、民間ノウハウの活用等も含め、予防保全の考え方に基づく適切な維持管理、新技術の導入による効率的なメンテナンス、社会情勢や地域構造の変化に応じた集約・再編等に取り組む、維持管理・更新等に係る費用の削減・平準化を徹底します。

企業資産施設については、独立採算の原則のもとで経営を行っており、それぞれの経営状況等を踏まえた保有施設の最適化を図ります。

5 公共施設の管理に関する方針

5-1 分野横断的な視点に基づく保有量の最適化

(1) 施設情報の把握・分析

公共施設を取り巻く状況を分野横断的に把握していくため、「公共施設マネジメント支援システム」を活用し、施設の基礎情報、建物情報、コスト情報、運営状況など、公共施設マネジメントを進めるうえで必要となる情報を一元的かつ継続的に収集・共有します。また、情報は適宜、固定資産台帳などと連携させながら、多角的に分析する取組を強化します。

分析した成果等については、市民等にわかりやすく情報発信・提供することにより、公共施設の現状と課題等に対する市民理解を深め、公共施設マネジメントの取組に対する市民意識の醸成を図ります。

(2) 再配置（統合、廃止、多機能化等）の推進

中長期的なまちづくりの観点と市民ニーズ等に対応した施設サービスの維持・向上のため、令和3年3月に策定した再配置計画にもとづき、機能に着目した施設の再配置を推進し、施設保有量の縮減を図ります。

庁舎や公民館は、地域における拠点であるため、市民サービスの提供に支障をきたすことがないよう配慮しながら、引き続き、業務分担の見直しによる庁舎機能のあり方や公民館機能のあり方について検討します。

その他、用途や目的が重複している施設は統合や広域化の検討、公共サービスの必要性が乏しくなりつつある施設は用途廃止や売却の検討、今後も保有していく施設のうち一定の規模を有し拠点となりうる施設は他の機能の移転等による多機能化の検討を行います。

また、公共サービスとして必要でも、市自ら施設を保有する必要性の低いものについては、広域的な連携により市外の公共施設を活用したり、民間との連携により民間施設の一部を活用するなど、最適な施設運営の手法を検討し、費用対効果の向上を図ります。また、統合や廃止、多機能化等によって生じる未利用施設の売却・貸付により、施設整備に要する財源を確保します。

本市は合併により広大な市域を抱え、また、急峻な山間に囲まれているなど、今後も公共施設の再配置のあり方を検討していく際には、それぞれの地域性を考慮していく必要があります。そのため本市では、地域自治協議会と連携して新たな公共サービスの提供ができる取組などを推進し、引き続き、中長期的なまちづくりの視点に立った地域協働のまちづくりに取り組みます。

○参考 再配置計画における検証・評価の4つの視点

再配置計画では、各施設の現状を「安全性、必要性、有効性、効率性」の4つの視点から分析・評価した上で、施設の「機能」と「建物」それぞれについての今後の方向性を整理し、管理運営も含めた対応方針を定めています。

【検証・評価の4つの視点】

① 安全性

耐震性の有無／老朽化の状況／土砂災害等の危険区域の該当・非該当

② 必要性

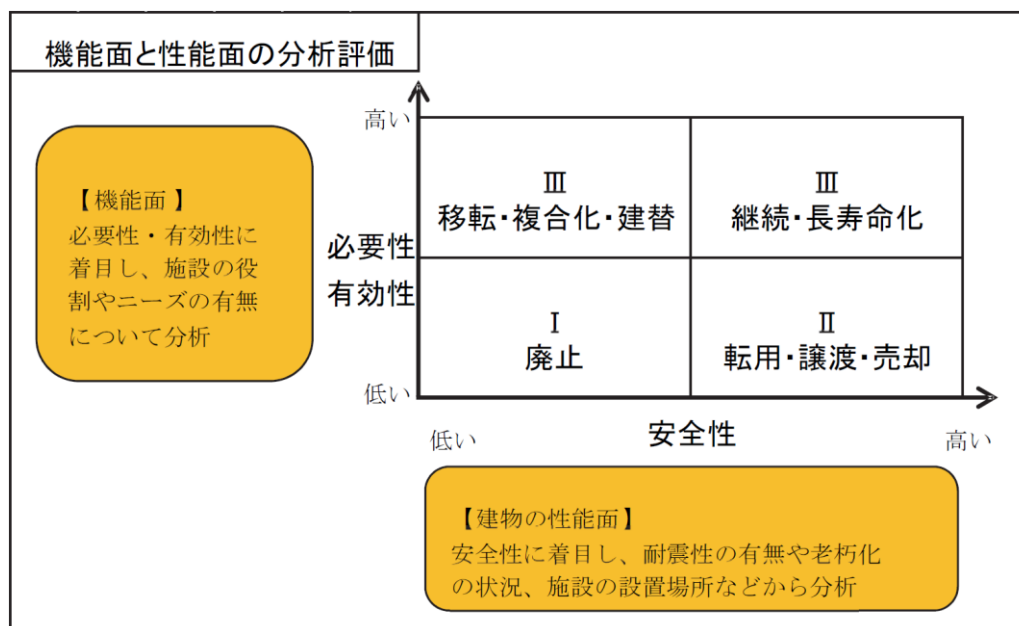
施設の設置目的に即した使用内容になっているか／当該施設でなければできない事業か／他の施設でも類似したサービス、事業を実施していないか／当該サービスは市が関与しなければならないものか

③ 有効性

施設を構成する各室の利用状況や稼働率は適切か／利用者が特定の団体等に限定されていないか／当該施設の周辺に機能が類似する施設はないか

④ 管理運営の効率性

受益者負担は適切か／借地料を含め、維持管理コストは適切か／管理運営に民間活力の活用はできないか／収入確保対策を行っているか



※なお、再配置計画では、個別施設の対応方針については、上記の判定を行った上で、次の事項に留意し、総合的見地から決定しています。

- ①市民生活への影響を最小限にすること、②施設の主たる利用圏域、③施設分類を超えた多機能化と適正配置、④施設の長寿命化と維持管理（物理的な使い切り）、⑤施設の有効活用、⑥費用対効果の検証、⑦多様な管理運営手法の検討

(3) 再整備（更新）の実施

既存施設の更新（建替え）においては、再配置計画との整合等に留意しつつ、取組の3原則に基づき、機能の集約を図ります。

既存施設を単独で建替える場合は、減築により規模の適正化を図ります。

新たに整備する施設については、ユニバーサルデザインの確保や環境負荷への配慮はもとより、建物にかかる生涯費用（ライフサイクルコスト）の低減効果を踏まえた整備内容とするとともに、将来の市民ニーズの変化にも柔軟に対応できるよう可変性の高い工法を検討します。

また、使用期間を見据えた仕様等の検討を行い、木質化の推進などにも取り組みます。

5-2 計画的な保全による長寿命化

(1) 点検・診断等の充実

建物は多くの部材や設備で構成されていますが、それぞれに用途や耐用年数は異なり、経年による汚れや損傷、老朽化の進行に伴う機能の低下などが生じるため、建物を安全で快適な状態で維持していくためには点検・診断等の実施が欠かせません。

各部位・部材の不具合箇所を早期に発見する観点から、施設管理者による日常的な点検の充実を図るべく、建物の点検マニュアルを作成するとともに、専門家による点検（建築基準法に基づく定期点検の実施の徹底や既に老朽化が進行している施設の劣化診断調査の実施など）を計画的に推進します。

施設の経年変化には、法改正による既存不適格の発生なども含まれるため、適法性のチェックも管理します。

今後は、IoTセンサーやAI等を活用し、劣化状況のリアルタイム監視や予防保全の高度化についても検討します。

また、これら点検・診断の結果や修繕履歴等の情報を収集・蓄積し、計画的な保全に取り組むための基礎情報として活用します。

(2) 計画的な保全の実施

今後も継続して保有していく施設（建物）については、不具合（損傷等）が生じてから修繕等を行う「事後保全」から、不具合が見込まれる段階（あるいは軽微な段階）で事前に修繕等を行う「予防保全」へとシフトします。計画的な保全を実施することにより施設の長期使用を促すとともに、更新費用の平準化や一定期間内における更新費用の総額の削減を図ります。

令和5年3月に策定した予防保全計画では、再配置計画において、使用を継続し、計画的な改修を図る施設とされた41施設について、令和12年度までの実施計画を定めています。事業の進捗等については常にモニタリングし、必要に応じて見直しを実施していきます。

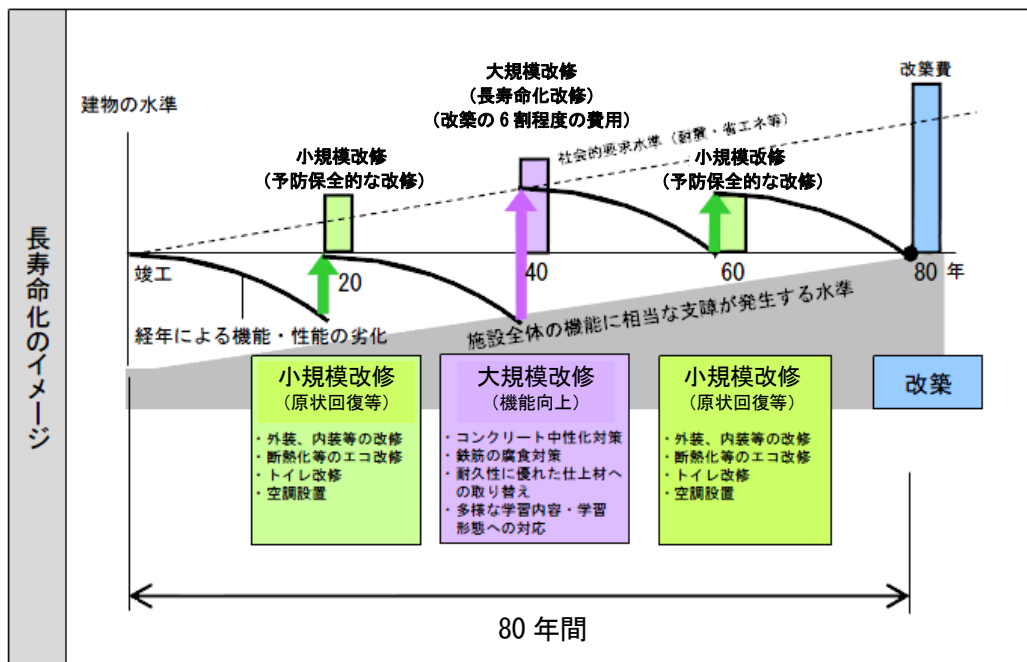
(3) 長寿命化の推進

現在保有する建物の目標使用年数については、建築から40年後に大規模改修、20年目と60年目に小規模修繕を実施するなど長寿命化を図り、「80年」とすることを基本とします。

今後新たに整備（原則は複合化による建替え）する施設については、あらかじめ使用期間の設定を明確にしておくとともに、使用期間に合った仕様等の検討を行います。また、長期使用を見込む施設については、企画・設計段階から目標使用年数を「80年以上」とし、将来の可変性や維持管理の容易性なども考慮して施設整備を行います。

なお、上記に関わらず、安全面、機能面及び財政面の観点から早期の建替えが効果的と判断できる場合においては、更新時期を早めるなど実態に即した施設整備を図ります。

図表 5-1 長寿命化（予防保全による修繕・更新）のイメージ



資料：文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」をもとに作成

(4) 安全確保及び耐震化の実施

施設利用者の安全を確保する観点から、点検・診断結果等から危険性が認められた施設については、早急に安全対策を講じます。高度の危険性や劣化の進行などにより供用廃止され、今後も利用の見込みのない施設については、順次、除却（建物解体）を行います。

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく取組を推進し、災害時における避難施設や避難場所、拠点となる施設などの耐震性の確保を優先的に実施します。

(5) ユニバーサルデザイン化及び脱炭素化の推進

国の「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」等に基づき、公共施設等の改修・更新等を行う際には、施設の利用状況及び耐用年数等を踏まえつつ、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず誰もが安全・安心に利用できるよう、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた整備を推進します。

また、地球温暖化対策計画（令和 3 年閣議決定）で地方公共団体の基本的役割として「地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進」が掲げられ、温室効果ガス排出量の削減等のため、太陽光発電の導入や建築物における Z E B 等の推進、省エネルギー改修や省エネルギー機器（L E D 照明等）の導入等の取組が求められています。

本市においては、令和 5 年 3 月に策定した「第 2 次朝来市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」、令和 7 年 3 月に策定した「第 4 次朝来市環境基本計画」及び「朝来市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、公共施設等における省エネルギー対策の推進や再生可能エネルギーの導入拡大など脱炭素化に向けた取組を進めます。

5-3 効率的・効果的な維持管理・運営

(1) 維持管理・運営費の削減

施設の開館時間の見直しや人員体制の見直しなどにより、維持管理・運営にかかるムダ・ムラをなくし、より効果的・効率的な運営に取り組み、公共施設の維持管理にかかる費用の徹底的な削減を進めます。

特に、今後は、デジタル技術を活用したスマートメンテナンスを推進するとともに、IoTによる設備の状態監視、利用予約システム等の導入・活用、災害時等も見据えたスマートロックによる施錠管理など、新しい技術を導入することで、維持管理コストの最適化と安全性の向上を図ります。

また、使用料の見直しや利用収入の増加、民間の資金やノウハウを活用したサービス提供や包括的な管理委託などに取り組みます。

(2) 保有資産の有効活用

公共施設の再整備に伴い、低・未利用となった施設やスペースについて、売却や貸付、ネーミングライツの販売など、施設整備や維持管理に係る自主財源の確保に向けた取組を推進します。

公共施設情報のオープンデータ化を進め、民間事業者からの提案を促す仕組みを構築します。また、PPP/PFIや包括民間委託など官民連携の手法の導入を積極的に検討するとともに、広域的な連携や地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）の検討も進めます。

6. インフラ施設の管理に関する方針

6-1 道路施設

(1) 舗装

① 現状と課題

- ・道路は、社会経済活動や地域生活を支える社会基盤として、また、自動車や歩行者の通行を確保する交通機能等とともに、災害発生時の防災空間やライフラインの収容空間として重要な役割を担っています。
- ・本市が管理する一般道路は、令和7年3月末現在において、約627kmに達しており、管理路線は毎年増加しています。
- ・近年、舗装の老朽化等を要因とした、ひび割れやポットホールが多く発生したり、交通量の増加や車両の大型化などによって、路盤や路床から道路が損壊する事象も発生しています。

② 今後のマネジメントの方針

- ・重要な幹線道路については、平成25年に道路ストック総点検を実施しており、その結果を踏まえ、平成27年度に「朝来市道路施設修繕計画」を策定し、計画的な修繕工事を行っています。
- ・点検・診断については、日常的な道路パトロールや定期的な路面状況の調査に加え、今後はAIを活用した劣化予測技術を導入するなどして、危険箇所の早期把握に取り組み、より計画的な維持管理を推進します。また、MCI（維持管理指数）の路面状態により管理方法等を検討します。これらの取組により得られた情報を蓄積し、次の点検・診断等に活用するという、メンテナンスサイクルを構築します。
- ・修繕については、災害時に緊急輸送路として機能する道路など路線ごとの重要性や交通量等に応じて耐用年数や整備水準の見直しを行うとともに、損傷・劣化の状況に応じて必要な箇所から順次修繕を実施することとします。特に、MCIの評価の高い路線については、適時小規模な修繕を行い、より効果的・効率的な維持管理を行います。

(2) 橋りょう

① 現状と課題

- ・令和7年3月末現在において、市道橋として609橋を管理しており、そのうち橋長15m以上が156橋となっています。また、重要な橋りょうとしては、緊急輸送道路である市道新多々良木線に1橋、市道駅南2号線に1橋、跨線橋及び跨道橋が12橋あります。
- ・建設後50年を経過する橋りょうは、令和7年3月末現在で273橋（約45%）ですが、20年後には551橋（約90%）となるなど、高齢化の割合が高くなり、今後、これまで以上に橋りょうの修繕や架け替えにともなう費用が増大し、大きな財政負担になることが予想されます。
- ・道路法施行規則の改正（平成26年7月施行）により、市が管理する橋りょうの点検（5年に1回の近接目視による点検）が義務化され、令和7年度から3巡目の定期点検を行っています。しかし、定期点検にかかる費用が莫大であること、さらには跨線橋の点検においてはJRとの協議が必要となるため、点検に時間と費用がかかることが課題となっています。また、順次補修工事も行っていますが、今後重要な橋りょうについては耐震化を進める必要があり、耐震化に係る費用も増大することが予想されます。

② 今後のマネジメントの方針

- ・橋りょうについては、今後増大が見込まれる橋りょうの補修・架替えに対応するため、「朝来市橋梁長寿命化修繕計画（令和7年5月）」を策定しており、それに基づき、計画的な補修が可能となるよう適切な予算計画を行い、安全性の確保とコスト縮減を図ります。
- ・「朝来市橋梁長寿命化修繕計画」では、戦略（具体の進め方）として、「定期点検の徹底」「速やかな緊急対策の実施」「計画的な補修対策の実施」「データベース整備による施設管理データの有効活用」「長寿命化修繕計画の見直し」「新たな知見を踏まえた継続的な改善」を示しています。
- ・定期点検における点検データ管理システムの活用により、コスト縮減及び業務の効率化を図ります。また、人手不足等に対応するため新技術情報提供システム（NETIS）や点検支援技術性能カタログ（案）などを参考に、ドローンによる点検やモニタリングセンサー設置、AI画像診断による損傷検知など新技術等の活用を検討し、事業の効率化やコスト縮減を図ります。
- ・災害時の緊急輸送をするため、緊急輸送路にかかる橋梁の耐震性確保や安全対策の強化を図ります。
- ・5年に1度の定期点検結果とともに、修繕履歴を蓄積し、次の点検・診断等に活用するという、メンテナンスサイクルを構築します。
- ・これまで橋梁の維持管理は、自治体単独で個別に行われてきましたが、技術職員の不足や財源の制約に対する効率的な管理手法として「群マネ（地域インフラ群再生戦略マネジメント）」の導入を検討します。

(3) トンネル

① 現状と課題

- ・令和 7 年 3 月末現在において、道路トンネルとして 4 箇所（総延長 1,342m、面積 10,659 m²）を管理しています。
- ・道路法施行規則（平成 26 年 7 月施行）により、市が管理するトンネルの点検（5 年に 1 回の近接目視による点検）が義務化され、令和 10 年度から 3 巡目の定期点検を行う予定です。また、経年劣化による損傷が生じており、今後修繕を実施するに当たって、大きな財政負担となることが予想されます。
- ・毎年、トンネルの電気代等の維持管理経費が財政負担となっていることから、LED 化を推進するなどの研究・検討が必要です。

② 今後のマネジメントの方針

- ・トンネルについては、道路利用者の安全を維持するため、「朝来市トンネル個別施設計画（長寿命化修繕計画）（令和 7 年 5 月）」を策定しており、それに基づき、効率的で効果的な維持管理を実施します。
- ・「朝来市トンネル個別施設計画」では、戦略（具体の進め方）として、「定期点検の徹底」「速やかな緊急対策の実施」「計画的な補修対策の実施」「データベース整備による施設管理データの有効活用」「長寿命化修繕計画の見直し」「新たな知見を踏まえた継続的な改善」を示しています。
- ・人手不足等に対応するため新技術情報提供システム（NETIS）や点検支援技術性能カタログ（案）などを参考に、センサーによる換気制御や遠隔監視、AI 画像診断による損傷検知など新技術等の活用を検討し、事業の効率化やコスト削減を図ります。
- ・5 年に 1 度の定期点検結果とともに、修繕履歴を蓄積し、次の点検・診断等に活用するという、メンテナンスサイクルを構築します。

(4) その他（直轄林道、直轄農道）

① 現状と課題

- ・令和7年3月末現在において、市内の林道全87路線のうち、7路線（延長約29km）については、直轄林道として管理しており、このうち4路線（延長約12km）については舗装済となっています。また、農道及び農業用施設については、受益者がその維持管理を行うことが基本となりますが、広域的、公共的な利用形態となっている土地改良施設の農道延長3.7km（佐囊地内）について市で管理しています。
- ・直轄林道については、その位置や規模から、林業振興に資するだけでなく、一般交通も見込まれる路線となっています。
- ・直轄林道、直轄農道とも、補修の必要が生じた箇所について、適宜修繕工事等を実施しています。

② 今後のマネジメントの方針

- ・点検・診断については、林道及び農道（土地改良施設）の適切な維持のため、パトロール等による点検・診断を継続的に行います。
- ・修繕・更新については、維持管理費を経常的に予算化し、適切な維持管理を行います。林道については、路面整備を行うことにより修繕費の軽減を図ります。
- ・林道及び農道は、地域の生活や農林業を支えるとともに災害時には緊急輸送路としての機能も有するため、デジタル技術の活用（ドローンやIoTセンサーを用いた遠隔監視、GPSによる路面状態の記録、クラウド型データベースでの点検履歴の一元管理等）に取り組み、排水機能強化や法面保護等を進めます。
- ・高齢化による担い手不足を補うため、官民連携や広域自治体との共同管理を進め、スマート農道管理（自動草刈り機や簡易舗装材の導入等）を検討します。

6-2 公園施設

① 現状と課題

- ・令和7年3月末現在において、公園として65箇所（面積約13.5ha）を管理しています。
- ・65箇所のうち36箇所については、日常的な維持管理を地元へ委託していますが、高齢化等により、今後管理が困難になっていくことが予想されます。
- ・公園には、遊具等を設置している場合もありますが、令和4年度に施設点検を実施しており、緊急性が高い修繕箇所については即時対応し、それ以外の修繕箇所については計画的に修繕を行っています。

② 今後のマネジメントの方針

- ・点検・診断については、利用者の安全を確保するため、定期的な点検業務の実施により最適なLCC（ライフサイクルコスト）で公園の良好な管理を行うことが重要です。職員による通年でのパトロール点検や専門業者による計画的な目視点検を引き続き実施するとともに、今後はセンサー等のIoT技術の活用による劣化や異常の探知などを検討します。
- ・修繕履歴について蓄積し、次の点検・診断等に活用するという、メンテナンスサイクルを構築します。
- ・公園の魅力の維持向上のため、市民や民間事業者等の多様な主体との連携を強化するとともに、スマート機器（ロボット草刈機や自動散水システム等）の導入も検討しながら、効率的かつ効果的な維持管理や運営を行います。
- ・公園によっては、災害時に避難場所としても重要な役割を果たすことから、安全に避難できるよう、非常用トイレや飲料水等の備蓄、簡易シェルターの設置、夜間でも安心できる照明などの整備を進めます。
- ・老朽化した遊具の更新時には、利用状況の変化や地域特性等を踏まえるとともに、ユニバーサルデザインや健康増進の視点も考慮し、種類や配置の最適化を図ります。

7. 企業資産施設の管理に関する方針

7-1 水道施設

(1) 管きよ

① 現状と課題

- ・令和7年3月末現在において、導水管約9km、送水管約26km、配水管約385kmを管理しており、給水面積約36km²、上水道普及率は99.2%となっています。
- ・管路は、水道資産の半分以上を占めており、本市の水道事業にとって、管路の更新及び耐震化は重要な課題となっています。
- ・経年管（法定耐用年数40年を経過した水道管）は、令和7年3月末現在約111kmで全体の約13%ですが、10年後には約39%が経年管となり、老朽化に伴う漏水被害の増加などが懸念されます。一方、本市で約70%を占める鋳鉄管は、実使用年数が60年～70年とされています。
- ・耐震管については、平成19年以降の更新及び新設時には、耐震性の高い管路を使用し、災害に強い管路の構築を推進し、令和7年3月末現在で基幹管路の耐震化率は約37%となっています。
- ・市内には、基幹管路以外の水道管に耐震性を備えていない管路も多くあり、順次これらの耐震化にも取り組んでいます。

② 今後のマネジメントの方針

- ・「(仮称) 管路更新計画」を策定し、耐用年数、実使用年数及びAIを活用した管路劣化診断結果を踏まえ、漏水確率が高い劣化管路や基幹管路など、ターゲットを絞った効率的な管路更新に取り組みます。
- ・点検・診断については、水道管は地中に埋設されており、老朽劣化の進行がわかりにくく、漏水事故などの危険性を事前に察知するのが困難であるため、引き続き漏水調査を定期的実施するとともに、その結果を蓄積し、次の点検・診断等に活用するという、メンテナンスサイクルを構築します。また、今後は、センサーによる漏水・圧力異常のリアルタイム監視等のDX技術の活用を検討します。
- ・修繕・更新については、限られた財源の中で更新を進めていく必要があることから、長期的な視点にたち、更新費用の平準化、ライフサイクルコストの減少に向け、費用対効果の高い計画的な投資の実現を図ります。また、更新に当たっては最新技術の耐震管を使用することにより、更新後の長寿命化を図ります。

(2) 浄水場、配水池

① 現状と課題

- ・令和7年3月末現在において、浄水場18箇所、配水池37箇所を管理しています。
- ・水道施設については、昭和40年～50年代に建設した施設も多く、順次法定耐用年数を迎え、老朽化しています。近年、全国各地において、地震等による水道施設の被害が市民生活・地域経済に影響を与えていることから、本市においても施設の耐震化が必要です。
- ・現在は、日常点検及び年1回の定期点検を実施しています。
- ・人口減少等により使用水量の低下が見込まれる中、施設の維持管理費、更新費用を低減する必要があります。

② 今後のマネジメントの方針

- ・既存施設の健全度を把握し、長期的な視点に立った更新費用の平準化を図るため、「(仮称)個別施設計画」を策定し、施設の重要度や老朽化の程度などを踏まえて優先的に改善すべき施設を明確にします。特に今後は、人口減少等による使用水量の低下が見込まれることから、施設の統廃合、施設規模の見直し、広域化等を検討します。
- ・点検・診断については、ポンプなどを作動させる電気設備が正常に運転できる状態を維持するため、定期的に分解補修等を実施し、長寿命化を図ります。また、センサーを設置し、水質や水位、機器の状態をリアルタイムで監視することで異常を早期検知に努めるとともに、災害対策として非常用電源の整備等を進めます。それらの基礎情報を一元的に整理することで、健全性を評価し、安定給水の継続に努めます。また、施設の耐震診断、劣化診断を実施し、次の点検・診断等に活用するという、メンテナンスサイクルを構築します。
- ・修繕・更新については、予防保全的な補修により長寿命化を図ります。耐震・劣化診断の結果などから早期に更新する必要がある施設については、将来の水需要の動向等を考慮した上で、ダウンサイジングや統廃合等による施設規模等の見直しを行います。

7-2 下水道施設

(1) 管きよ

① 現状と課題

- ・令和7年3月末現在において、管きよについては、公共下水道約46km、特定環境保全公共下水道約128km、農業集落排水施設が約106km、コミュニティ・プラント約65kmを管理しており、水洗化率は95.4%となっています。
- ・最も古いものでは昭和56年に整備した管きよがあり、施設の老朽化が進行しています。今後、施設の長寿命化を図るため、適切な維持管理、および定期的な施設更新を強化する必要がありますが、現状では、施設の維持管理業者あるいは市民からの通報等により、調査及び対処工事を実施している状況です。

② 今後のマネジメントの方針

- ・管きよについては、耐用年数が50年、実使用年数は約70年と長いため、定期的な清掃を行うことで、長寿命化を図ります。
- ・農業集落排水施設については、令和5年度から、施設維持管理適正化計画を策定し統廃合を含め最適化に取り組んでいます。
- ・点検・診断については、施設の維持管理業者及び市民からの通報等の情報を蓄積することで老朽化が進行している箇所の想定を行うとともに、今後は、AIによる劣化診断、遠隔監視の導入などにも取り組み、重点的な点検などを実施します。また、それらの取組の結果を蓄積し、次の点検・診断等に活用するという、メンテナンスサイクルを構築します。
- ・修繕・更新については、限られた財源の中で更新を進めていく必要があることから、長期的な視点にたち、更新費用の平準化、ライフサイクルコストの減少に向け、費用対効果の高い計画的な投資の実現を図ります。

(2) 処理場・マンホールポンプ

① 現状と課題

- ・令和7年3月末現在において、朝来市の下水道終末処理場数は、公共下水道が1箇所、特定環境保全公共下水道が5箇所、農業集落排水施設が13箇所、コミュニティ・プラントが11箇所となっています。また、マンホールポンプとして、公共下水道18箇所、特定環境保全公共下水道82箇所、農業集落排水施設112箇所、コミュニティ・プラント34箇所を管理しています。
- ・施設整備から年月が経過するに伴い施設の老朽化が進行しているため、今後、施設の長寿命化を図るため、適切な維持管理、および定期的な施設更新を強化する必要があります。
- ・公共下水道、特定環境保全公共下水道施設では「ストックマネジメント計画」に基づき長寿命化への取組を継続していきます。
- ・電気機械設備については、施設の長寿命化を図るため、施設の整備業者及び維持管理業者と協議し、改修計画を策定し、計画的な改修を実施しています。

② 今後のマネジメントの方針

- ・人口減少等により使用料収入の減少も見込まれるため、下水道処理施設の統廃合を進めるための「兵庫県生活排水広域化・共同化計画」にもとづき、施設の維持管理費を削減するとともに、計画的な改修・更新を行い、安全・安心な下水道施設を維持します。また、施設維持管理業務委託の包括化に取り組み、経費の削減を図りつつ、施設維持管理の効率化を進めます。
- ・点検・診断については、「ストックマネジメント計画」にもとづき実施するとともにDX活用を進め、センサーによる状態監視等にも取り組み、異常を早期に検知できる仕組みを検討します。得られた施設の状態や対策履歴等を蓄積し、次の点検・診断等に活用するという、メンテナンスサイクルを構築します。
- ・修繕・更新については、「ストックマネジメント計画」にもとづく取組を進めるとともに、今後も維持する施設については、長寿命化に向けた施設改修・更新を行います。また、マンホールの鉄蓋及びマンホールポンプの電気機械設備については、劣化状況を把握し、予防保全型の維持管理を実施する事で安全・安心な下水道施設を維持します。

8 推進体制等

8-1 推進体制の構築

(1) 全庁横断的な推進体制の構築

本市においては、平成 26 年度以降、公共施設白書の作成や公共施設再配置基本方針の策定など、公共施設マネジメントの取組を進めてきました。

令和 7 年度には、個別具体の検討を全庁横断的に進めるため、公共施設を所管する部長級で組織する「公共施設マネジメント推進検討委員会」を設置するなど、公共施設等の最適な配置の実現に向け、更新、統廃合、長寿命化についての議論を深め、真に市民に必要な施設のあり方を継続的に検討しています。

(2) 職員の意識醸成と専門技術等の向上

分野横断的に公共施設マネジメントを推進していくためには、職員一人ひとりが公共施設マネジメントの意義や、本市の公共施設を取り巻く状況を理解し、創意工夫のもと、主体的に地域と関わり、保有量の最適化や計画的な保全、効率的・効果的な維持管理・運営の取組を実践していくことが重要です。

また、限られた人数で効率的に公共施設マネジメントに取り組むためには、DXの推進により、センサーやドローン、AI、デジタルツイン等の導入が欠かせないため、職員を対象とした研修会を定期的に行うなど、意識啓発はもとより、施設の点検等に係るノウハウの蓄積や継承のための取組を進めます。

(3) 広域的な連携

公共施設で提供するサービス（機能）においては、地域に密着して一定のエリアの市民等を対象として展開するものと、市内外を問わず広く一般の利用を想定したものとがあります。

効率的かつ効果的な施設サービスを提供していくため、国が推奨する「地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）」の導入など、周辺自治体や民間事業者との広域的な連携の取組について検討します。また、市外の公共施設や民間施設の活用についても検討します。

8-2 情報の一元管理・共有化

施設保有量の最適化や計画的な保全等の円滑な執行を支援するため、現在導入している「公共施設マネジメント支援システム」の活用により、施設情報のデータベース化を進め、公共施設マネジメントの推進に必要となる施設情報を一元的に管理・共有化し、継続的に更新します。

8-3 市民等との情報共有

公共施設マネジメントを推進していくためには、市民や事業者等の理解が不可欠です。特に、公共施設の再配置の検討については、将来のまちのあり方に関わることから、将来のまちの姿を関係者が共有していくことが重要です。

そのため、施設情報などの基礎的な情報や検討経過については、ホームページや広報紙等で積極的に情報を発信・共有していくとともに、地区別懇談会やふれあい市長室などを開催し、相互理解のうえで取組を進めます。

8-4 計画のフォローアップ

公共施設マネジメントの推進については、PDCA（計画・実行・検証・改善）サイクルの考え方にに基づき、取組の進捗管理や見直しを行い、継続的な取組とします。

本計画の対象期間は10年間としていますが、公共施設マネジメントの取組は、将来の更新を見据えて中長期的な視点が不可欠であるため、総合計画の改定や取組の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

図表 8-1 PDCAサイクルにもとづく取組みイメージ

